

医療処置を必要とする子どもは、地域生活に移行した後も、様々な方々の関わりが必要となります。

自宅療養



やっぱり
おうちが
いいね!



訪問看護ステーション



日常生活用具給付事業



就学前



ポイント 5

多職種合同会議を開きましょう。

- ・A君や家族の状態の確認、情報共有が必要な場合
- ・新たなサービスの導入の検討、利用開始前の時期
- ・A君や家族の精神的負担が大きくなった場合
- ・A君の集団生活移行前・移行直後の時期
- ・A君の家族や地域の関係者から要望があった場合など



居宅介護(ホームヘルプ)

通園施設や療育センターに出かけたり、保育所・幼稚園の集団生活に参加できるように話し合しましょう。



通園施設・通園事業

ポイント 6

A君が就学年齢に近づくと、学校や教育委員会との話し合いなども行いましょう。必要に応じて、学校の見学や体験入学もしたいですね。



まていろよ!!

学校や教育委員会教職員

地域生活移行後のコーディネーター・相談先

- 保健所・保健センターの担当保健師
- 障がい児・者相談支援センターの相談支援専門員
- 病院のソーシャルワーカー
- 訪問看護ステーションの看護師
- 市区町村の障がい福祉事務所職員
- 児童相談所相談員
- 学校の教員
- 障がい児・者相談支援センターの相談支援専門員
- 療養所の医師
- 病院のソーシャルワーカー

いかがですか?

- 保健所・保健センターの担当保健師が家族と定期的に電話で話し合ったり...
- 病院の外来でソーシャルワーカーが話を聞いたり...

地域生活移行後の多職種合同会議の開催

保健所・保健センターの担当保健師、訪問看護ステーションの看護師、市区町村の障がい福祉事務所の職員、A君の家族、児童相談所相談員、学校の教員、障がい児・者相談支援センターの相談支援専門員、療養所の医師、病院のソーシャルワーカー。

話し合われる内容

- A君や家族の状態に関する確認・説明
 - ・A君の身体的な状態の確認、今後の治療方針に関する説明
 - ・A君や家族への精神的支援に関する話し合い
- A君や家族の在宅での生活に関する調整
 - ・これまでに利用している社会資源・サービス、制度の調整
 - ・新たに利用が必要な社会資源・サービス、制度に関する紹介や利用支援
 - ・A君の日中・夜間の生活の場に関する話し合い
- そのほか、A君の緊急時の対応方法、集団生活への移行に関する話し合いなど